

令和2年有田市議会11月臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月27日 午前10時開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
 - 日程 2 会期の決定
 - 日程 3 発議第2号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程 4 議案第64号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程 5 議案第65号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
 - 日程 6 議案第66号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程 7 議案第67号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程 8 議案第68号 令和2年度有田市一般会計補正予算（第8号）
 - 日程 9 議案第69号 令和2年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程 10 議案第70号 令和2年度有田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程 11 議案第71号 令和2年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程 12 議案第72号 教育長の任命について
 - 日程 13 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 発議第2号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から
- 日程 12 議案第72号 教育長の任命についてまで
- 日程 13 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
経営管理部長	嶋田博之	経営管理部理事	大松満至
経営管理部参事	喜多俊充	市民福祉部長	宮崎三穂子
経済建設部長	河野孝司	経済建設部理事	鈴木順一
教育次長	谷輪吉伸	教育委員会参事	伊藤正人
消防長	嶋田富司	病院事務長	神保佳紀
水道事務所長	江川敦夫	経営企画課長	山本芳規
防災安全課長	上田敏寛	総務課長	御前一晃
市民課長	馬倉三喜	生活環境課長	石井哲也
福祉課長	松村尚彦	健康課長	桃井克博
高齢介護課長	若松伸行	産業振興課長	鎌田利宏
有田みかん課長	大浦秀和	建設課長	脇村哲弘
水道課長	北野宏幸	会計管理者	森川直子
生涯学習課長	嶋田実明	消防本部総務課長	尾藤海男樹
庶務課長	石井絹代		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（生駒三雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより、本日をもって招集されました令和2年有田市議会11月臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

11月27日付、有市総E第1053号をもって、市長から議長に宛て、議案第64号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第72号、教育長の任命についての議案9件の送付を受けました。

また、同日付をもって、堀川明議員ほか2名の方から、発議第2号、有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、5番上山寿示君、6番池田敦城君のお二人を指名いたします。

次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

令和2年11月臨時会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長堀川明君。

○議会運営委員会委員長（堀川 明君） おはようございます。令和2年有田市議会11月臨時会に先立ちまして、去る11月24日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期につきましては、本日1日とすることに決定いたしました。なお、本日の日程につきましては、お手元へ配付の議事日程のとおりであります。皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。令和2年11月臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程3、発議第2号、有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を願うことにいたします。

10番堀川明君。

○10番（堀川 明君） 発議第2号の提案理由の説明を行います。

本案は、今議会において、一般職等の給与改定案が提案されることに伴い、我々議員の期末手当の支給率を0.05か月分引き下げ、年間4.35月分としようとするものであります。なお、本案については、急を要するため、御先議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。発議第2号は、提案理由の説明のとおり、急を要するので先議されたいとの申出があります。よって、先議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、先議することに決しました。

これより、質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を起立により採決いたします。発議第2号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第64号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程12、議案第72号、教育長の任命についてまでの議案9件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆様、おはようございます。本日ここに、令和2年11月臨時会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり、各段の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

コロナ禍の収束は、いまだ見込みが立たない状況が続いておりますが、引き続きまして感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、高い意識での新しい行動が私たちに求められており、議員各位並びに市民の皆様方の引き続きの御理解と御協力を、どうぞよろしくお

願い申し上げます。

さて、このたびの臨時会は、人事院の給与勧告に基づき給与改定をしようとするものについての議決と、教育長の任命について同意をお願いするものでございます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

最初に、条例案について申し上げます。

議案第64号の有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。

議案第65号の有田市特別職給与条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第66号の有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第67号の有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでございます。

続きまして、補正予算案について申し上げます。

議案第68号の令和2年度有田市一般会計補正予算（第8号）から、議案第71号の令和2年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の4件の補正予算につきましては、給与改定に伴う期末手当の減額措置及び人事異動等による更正並びに特別職の期末手当の減額をしようとするものでございます。

最後に、議案第72号の教育長の任命については、新たに前田悦雄氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（生駒三雄君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

御前総務課長。

○総務課長（御前一晃君） 議案第64号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。内容といたしましては、本年度から期末手当の支給額を0.05月分引き下げようとするものでございます。条例案につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条中第22条第2項の改正は、本年12月支給分に係る期末手当の支給率を、100分の130から100分の125に改めようとするものでございます。

同条第3項の改正は、ただいまの改正に関連する箇所の文言整理をしようとするものでございます。

第2条中第22条第2項の改正は、令和3年4月1日以降の期末手当について、6月期、12月期の支給率を、それぞれ100分の127.5に改めようとするものでございます。

同条第3項の改正は、ただいまの改正に関連する箇所の文言整理をしようとするものでございます。付則といたしまして、第1項は施行期日でございます。

条例を令和2年12月1日から施行するものとし、第2条及び付則第3項の規定については、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

付則第2項及び第3項は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、今回の改正に関連する箇所の文言整理をしようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第64号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第65号、有田市特別職給与条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、所要の改正をしようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、本年12月支給分に係る特別職の期末手当の支給率を100分の220から100分の215に改めようとするものでございます。

第2条は、令和3年4月1日以降の特別職の期末手当について、6月期、12月期の支給率をそれぞれ100分の217.5に改めようとするものでございます。付則といたしまして、施行期日について規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第65号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第66号、有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、所要の改正をしようとするものでございます。内容といたしましては、特別職と同様に期末手当の支給率を改めようとするものでございます。付則といたしまして、施行期日について規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第66号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第67号、有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでございます。主な内容といたしましては、本年度から期末手当の支給額を0.05月分引き下げようとするものです。

条例案につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条中第8条第2項の改正は、本年12月支給分に係る期末手当の支給率を100分の170から100分の165に改めようとするものでございます。

第2条中第8条第2項の改正は、令和3年4月1日以降の期末手当の支給率について、それぞれ100分の167.5に改めようとするものでございます。付則といたしまして、施行期日について規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第67号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第68号、令和2年度有田市一般会計補正予算（第8号）について、補足説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。今回、歳入歳出それぞれ5,116万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を210億892万4,000円とするものでございます。

予算の内容につきまして、歳入から御説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第19款第1項第1目繰越金で、補正額5,116万3,000円は、前年度繰越金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正は、さきの議案第64号及び第65号に関連する、第1款議会費から第9款教育費までの一般職の給与改定に伴う期末手当の減額措置及び人事異動等による更正並びに特別職の期末手当の減額をしようとするものでございます。

補正額5,116万3,000円のうち、主なものといたしまして、給与につきましては、昇給による増額が253万1,000円、退職による減額は130万4,000円、会計間移動による増額が492万6,000円となっております。職員手当につきましては、期末手当支給率改定による減額が415万8,000円、その他といたしまして、退職手当の増額が4,556万5,000円、会計間移動による増額が583万6,000円となっております。以降は、給与、職員手当等及び共済費の増減以外の補正につきまして、御説明申し上げます。

7 ページ下段をお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第27節繰出金で50万8,000円の増額は、右説明欄の5国民健康保険特別会計繰出事業で、職員給与費の更正等に伴う増額でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

第3目老人福祉費で補正額867万8,000円の減額は、右説明欄8介護保険特別会計繰出事業及び9後期高齢者医療特別会計繰出事業で、それぞれ職員給与費の更正等による907万円の減額と39万2,000円の増額でございます。なお、17ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第68号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 桃井健康課長。

○健康課長（桃井克博君） 議案第69号、令和2年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億8,181万3,000円としようとするものでございます。内容につきましては、歳入から説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

第6款繰入金、第1項、第1目一般会計繰入金の補正額は50万8,000円の増額でございます。内容は、職員給与費の更正に伴う職員給与費等繰入金の増額でございます。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額90万1,000円の増額と第5款保健事業費、第1項、第1目特定健康診査等事業費の補正額39万3,000円の減額は、いずれも人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正でございます。

以上で、議案第69号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 若松高齢介護課長。

○高齢介護課長（若松伸行君） 議案第70号、令和2年度有田市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回907万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億1,947万円にしようとするものでございます。内容につきまして、歳入から御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合）4,000円の減額、第3目地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）844万2,000円の減額及び第5目その他一般会計繰入金62万4,000円の減額は、いずれも職員給与費の更正に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、右説明欄、職員給与費62万4,000円の減額は、人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正でございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2目介護予防ケアマネジメント事業費4,000円の減額及び第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目総合相談事業費5万4,000円の減額は、いずれも給与改定等による職員給与費の更正でございます。

5ページをお願いいたします。

第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費773万2,000円の減額は、人事異動による職員1名の減少及び給与改定等による職員給与費の更正でございます。

第4目任意事業費9万7,000円の増額及び第7目認知症総合支援事業費75万3,000円の減額は、いずれも人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正でございます。

以上で、議案第70号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 桃井健康課長。

○健康課長（桃井克博君） 議案第71号、令和2年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億809万1,000円としようとするものでございます。予算の内容につきましては、歳入から説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第3款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金の補正額は39万2,000円の増額でございます。内容は、職員給与費の更正に伴う職員給与費等繰入金の増額でございます。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額は39万2,000円の増額でございます。内容は、人事異動及び給与改定等に伴う職員給与費の更正によるものでございます。

以上で、議案第71号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 説明漏れはありませんか。——以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本臨時会に提案されております議案9件について質疑を行います。

まず、議案第64号から議案第67号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第68号から議案第71号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第72号について、念のため質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

以上で、各案件に対する質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

今期定例会に提案されております案件のうち、議案第72号の人事案件については、先例に従って委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号の人事案件については、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、本臨時会に提案されております案件のうち、ただいま委員会の付託を省略することに決しました議案第72号の人事案件を除く、議案8件の委員会付託はお手元へ配付の議案付託表のとおりでありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

次に、各委員会の開催時間が決定しておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

総務建設委員会 午前10時35分 全員協議会室

予算決算委員会 総務建設委員会終了後 全員協議会室

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 報告は終わりました。

会議の途中ですが、両委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（生駒三雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、日程4、議案第64号から日程11、議案第71号までの議案8件を一括議題とし、両委員会委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長宇野博治君。

○総務建設委員会委員長（宇野博治君） 総務建設委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、本日当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。慎重審査の結果、議案第64号、議案第65号、議案第66号及び議案第67号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、予算決算委員会委員長岡田行弘君。

○予算決算委員会委員長（岡田行弘君） 予算決算委員会から報告いたします。

本日、当委員会に付託されました案件について、当局の出席を求め委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第68号、議案第69号、議案第70号及び議案第71号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、各案件の審議に入ります。

日程4、議案第64号であります。

これより、議案第64号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第65号であります。

これより、議案第65号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第66号であります。

これより、議案第66号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第67号であります。

これより、議案第67号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第68号であります。

これより、議案第68号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第69号であります。

これより、議案第69号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第70号であります。

これより、議案第70号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第71号であります。

これより、議案第71号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第72号、教育長の任命についてを議題といたします。

これより、議案第72号を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（生駒三雄君） ただいまの出席議員数は、議長を除き14人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（生駒三雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（生駒三雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席順に投票願います。

〔投票〕

○議長（生駒三雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（生駒三雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番岡田行弘君、8番児嶋清秋君のお2人を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（生駒三雄君） 投票結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成13票。

反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、本案は原案に同意することに決しました。

次に、日程13、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。各委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申請書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をしたいとの旨の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれの閉会中の継続審査及び調査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、令和2年11月臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、令和2年有田市議会11月臨時会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会